

**平成28年度**

**二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金**

**(再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業)**

**公募説明会**

**平成28年5月**

**公益財団法人 日本環境協会**

**環境事業支援部助成チーム**

**再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業事務局**

# 目 次

01. 背景
02. 事業目的
- 03-1. 事業概要
- 03-2. 支援事業区分(支援事業メニュー)
- 03-3. 事業のスキーム(第1及び第2号事業)
- 03-4. 補助の対象と対象事業者
- 03-5. 補助金の公募申請が可能な事業者
- 03-6. 事業の補助金額、補助対象経費及び補助率
04. 第1号事業の設備の例示
05. 再エネ設備導入拡大の妨げとなっている課題とその対応例
06. 第3号事業、第4号事業の概要
07. 公募申請後の流れ(審査による選定～補助金の支払)
08. 審査のチェックポイント
09. 本事業における留意事項等
10. 公募申請の方法
11. お問い合わせについて
12. 参考資料

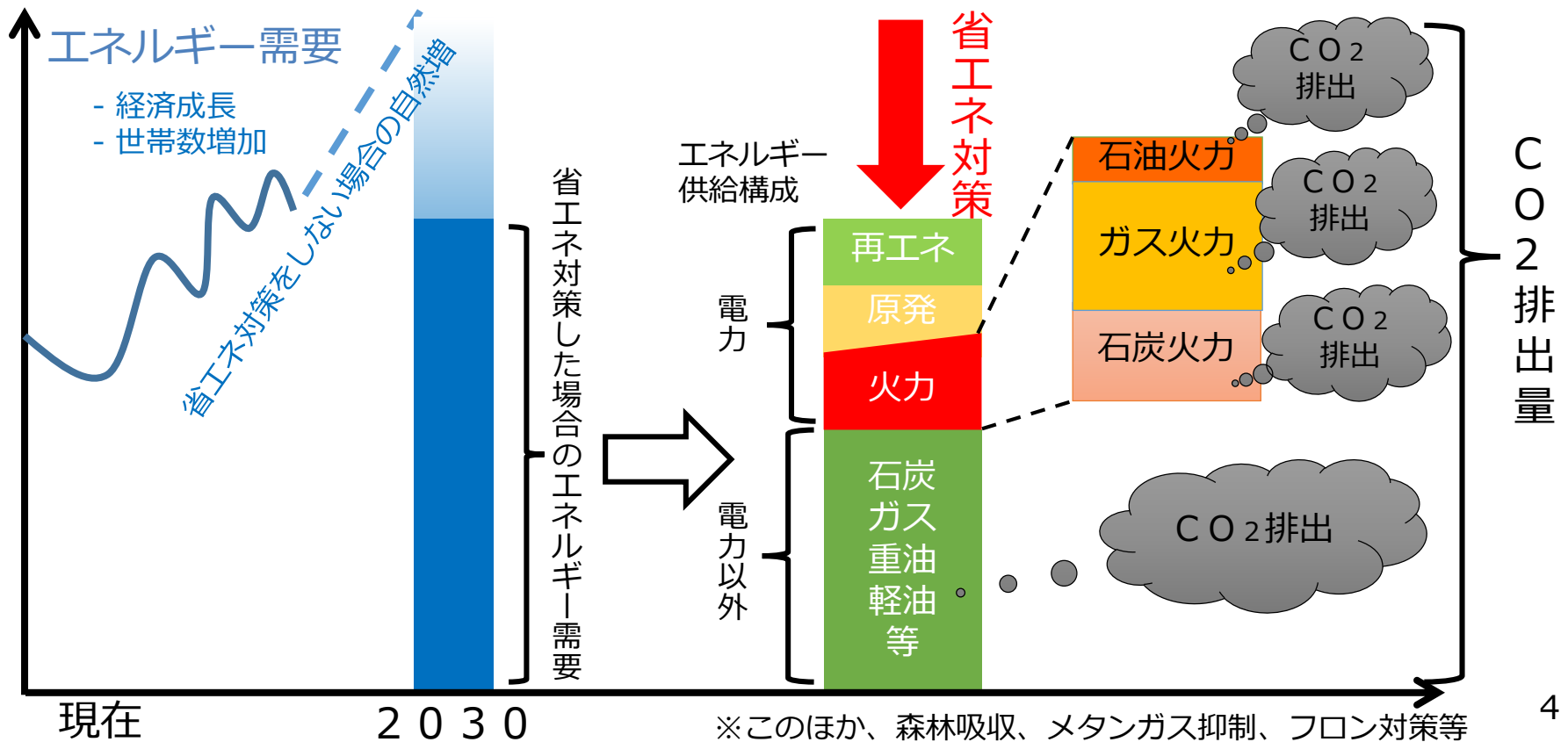
# 0 1 - 1 . 背景 日本の約束草案 (2030年度の温室効果ガス削減目標) のポイント

- ◆国内の排出削減・吸収量の確保により、**2030年度に2013年度比▲26.0% (2005年度比▲25.4%)** の水準 (約10億4,200万t-CO<sub>2</sub>) にする。
- ◆エネルギーミックスと整合的なものとなるよう、技術的制約、コスト面の課題などを十分に考慮した裏付けのある対策・施策や技術の積み上げによる実現可能な削減目標。

	2013年度比 (2005年度比)
エネルギー起源CO <sub>2</sub>	▲21.9% (▲20.9%)
その他温室効果ガス (非エネルギー起源CO <sub>2</sub> 、メタン、一酸化二窒素、HFC等4ガス)	▲1.5% (▲1.8%)
吸収源対策	▲2.6% (▲2.6%)
<b>温室効果ガス削減量</b>	<b>▲26.0% (▲25.4%)</b>

# 0 1 - 2. 再生可能エネルギー導入推進の背景 (排出削減目標の構造)

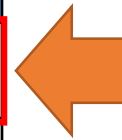
- 第一に、省エネにより**エネルギー需要の抑制**
  - 第二に、ゼロエミッション電源や**CO2の少ないエネルギーの選択**
- 第189回国会安倍総理施政方針演説：「あらゆる施策を総動員して、徹底した省エネルギーと、再生可能エネルギーの最大限の導入を進めてまいります。」



# 0 1 - 3. 再生可能エネルギー導入推進の背景 (日本の約束草案の達成に必要な再生可能エネルギーの内訳)

(2030年度の電源構成)

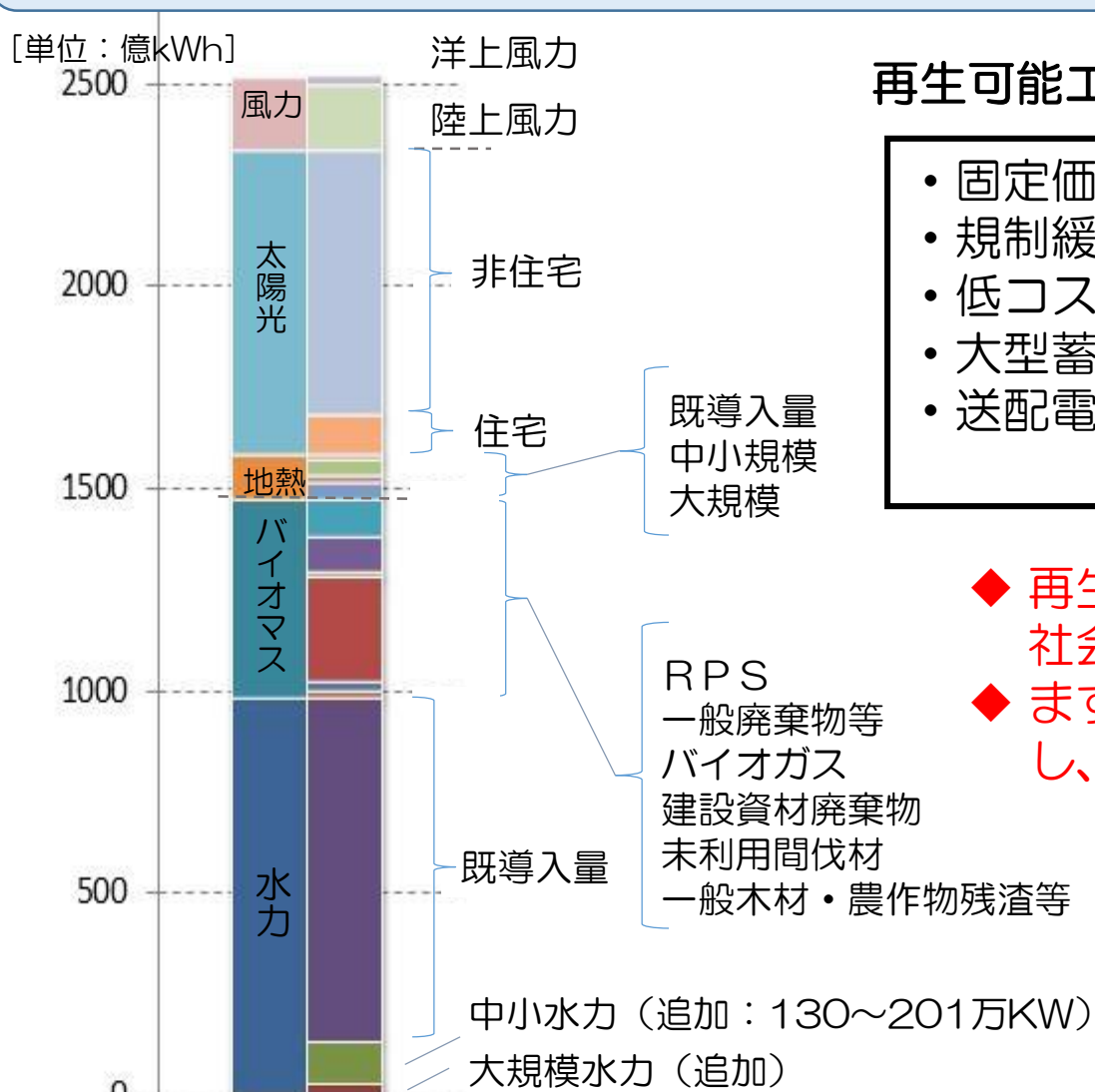
電源	構成割合
再生可能エネルギー	22 - 24%
原子力	20 - 22%
石炭	26%
LNG	27%
石油	3%



種類	割合
太陽光	7%
風力	1.7%
地熱	1.0 - 1.1%
水力	8.8 - 9.2%
バイオマス	3.7 - 4.6%

# 0 1 - 4 . 再生可能エネルギー導入推進の背景 (約束草案で見込んでいる再生可能エネルギー導入量の内訳・推進施策)

- ◆総発電電力量（10,650億kWh程度）のうち、**再生可能エネルギーは22~24%**を占める。
- ◆足下から、**太陽光は7倍、風力・地熱は4倍**の発電電力量を見込んでいる。



## 再生可能エネルギー導入推進施策

- 固定価格買取制度の適正な運用
- 規制緩和
- 低コスト化・高効率化のための技術開発
- 大型蓄電池の開発・実証
- 送配電網の整備

等

- ◆ 再生可能エネルギーの導入は、低炭素社会の実現に不可欠。
- ◆ まずは今回示された目標を確実に達成し、中長期的に更なる導入拡大を図る。

## 02. 事業目的

### ■再生可能エネルギー(以下「再エネ」)導入状況

固定価格買取制度の利用拡大が困難となる中、持続可能かつ効率的な需給体制の構築、事業コストの低減、社会的受容性の確保、広域利用の困難さ等に関する課題が生じており、地域の自然的社会的条件に応じた導入拡大は必ずしも円滑に進んでいない。

### ■事業目的

上記「再エネ普及・拡大の妨げになっている課題」に適切に対処できる自家消費型・地産地消型の再エネの自立的な普及を促進するため、「再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業」(以下「本事業」)を立ち上げ。



「日本の約束草案」に掲げる温室効果ガス削減目標の達成への貢献を通じた低炭素社会の実現に資する。

# 03-1. 事業概要

## ■事業概要

再エネ導入事業のうち、地方公共団体等の積極的な参加・関与を通じて各種の課題に適切に対応するものについて、事業化に向けた検討や設備の導入に係る費用の一部を補助する(本年度補助金予算60億円)。

## ■支援対象事業

固定価格買取制度に依存せず、①国内に広く応用可能な課題への対応の仕組みを備え、かつ②CO2削減に係る費用対効果の高い取組に限定。

また、原則、地方公共団体が地球温暖化対策推進法に基づき策定する地方公共団体実行計画(以下「実行計画」)等\*に位置づけられる事業(予定を含む)とする(地方公共団体以外の者が申請する場合も同計画等に位置づけられた事業であることが望ましい)。

\* 実行計画等とは事務事業編、区域施策編、実行計画以外の計画であって実行計画に準ずる計画(地球温暖化対策推進法第20条の3に掲げる要件を全て満たす)を指す。

## ■期待される効果

①、②に関する優良事例を創出することで、他の地域への水平展開につなげ、再生可能エネルギー電気・熱の将来的な自立的普及を図る。



## 03-2. 支援事業区分（支援事業メニュー）

事業区分として以下の第1号事業～第4号事業の支援事業メニューを用意。

### ■第1号事業：再生可能エネルギー設備導入事業

①発電設備、②熱利用設備、③発電・熱利用設備の導入事業

### ■第2号事業：事業化計画策定事業

上記②、③の設備導入事業に係る調査・計画策定事業

### ■第3号事業：温泉多段階利用推進調査事業

既存温泉の湧出状況、熱量、成分等を継続的にモニタリング調査するための設備を整備し、既存の温泉熱を利用した多段階利用の可能性を調査する事業

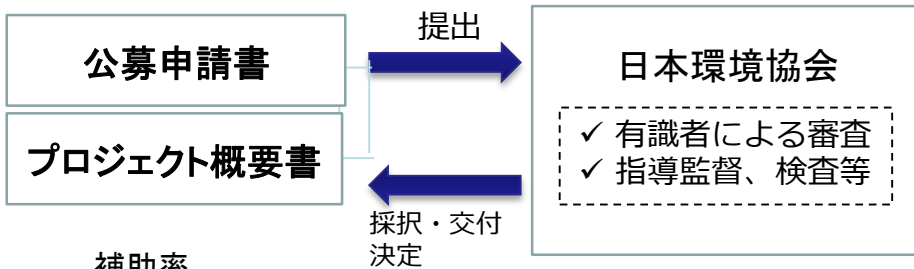
### ■第4号事業：地中熱利用ヒートポンプモニタリング機器整備事業

当該ヒートポンプシステムの地下水・地盤環境把握や効率的運転維持等を行うためのモニタリング機器設置、熱応答試験等を行う事業

# 03-3. 事業のスキーム (第1及び第2号事業)

## 第1号事業(設備補助)

### ➤ 地方公共団体による事業実施の場合

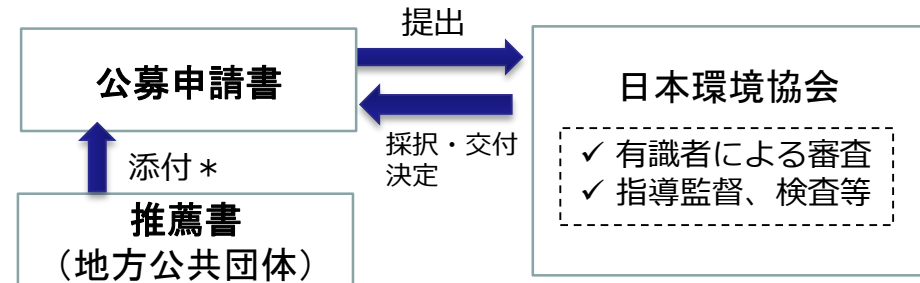


補助率

・政令指定都市以外の市町村(これらの市町村により設立された地方公共団体の組合を含む。) : **2/3**

・その他 : **1/2**

### ➤ 地方公共団体以外による事業実施の場合

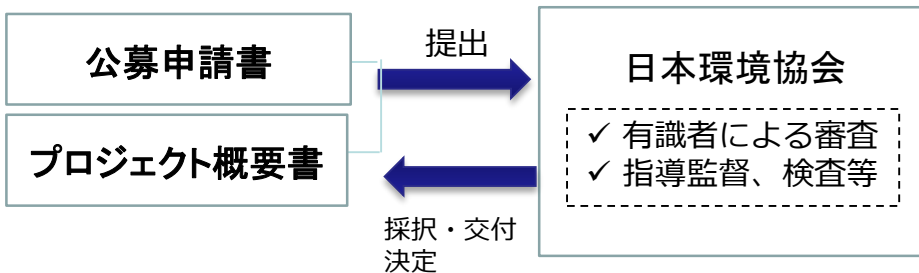


補助率 **1/2**

\* 添付が原則(実行計画等への計上(予定も含む)が望ましい。)

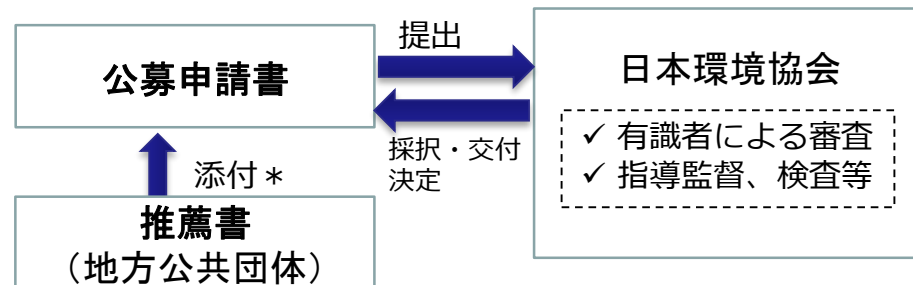
## 第2号事業(実現可能性調査・事業化計画策定の補助)

### ➤ 地方公共団体による事業実施の場合



補助率 **1/1**  
上限**1,000万円**

### ➤ 地方公共団体以外による事業実施の場合



補助率 **1/1**  
上限 **1,000万円**

\* 添付が原則(同上)

## 03-4. 補助の対象と対象事業者

	[補助の対象]	[主な対象事業者]
■第1号事業:	地域のエネルギー起源CO2の削減に直接資する再エネ設備等*1	地方公共団体 又は非営利法人等
■第2号事業:	第1号設備(スライド9頁の②、③)の導入に係る調査・計画策定に要する費用	第1号に同じ
■第3号事業:	湧出状況、熱量、成分等をモニタリングする自動観測装置等	第1号に同じ
■第4号事業:	モニタリング機器、熱応答試験、周辺観測用井戸*2	第1号+個人

注) \*1 対象設備は、CO2削減について普及段階にあり、かつ確実にCO2削減が見込めるものが対象。研究開発要素の強い設備は対象外。

\*2 ヒートポンプシステム設備自体は対象事業の要件であるが、補助対象外(自己負担)。

# 03-5. 補助金の公募申請が可能な事業者

- 第1号事業： ア 地方公共団体
- 第2号事業： （都道府県、市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合）
- 第3号事業： イ 独立行政法人
- ウ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
- エ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人
- オ 医療法人
- カ 社会福祉法人
- キ 事業ごとの特別法の規定に基づき設立された協同組合等  
（農協、漁協、生協、森林組合等）
- ク 法律により直接設立された法人
- ケ 上記アからクの法人以外の法人であって、上記アからクに準ずる者  
として環境大臣の承認を得て協会が適当と認める者
- 第4号事業： 上記「ア～ケ」に加えて、「コ 個人」も申請可能な対象者とする。

注) 地方公共団体と営利法人等との共同申請は原則不可。ただし、以下のような場合は、申請可能。  
一つのプロジェクトにおいて、地方公共団体主導の下、地域の営利法人等と一体となって複数の再エネ設備を導入(地方公共団体及び営利法人等がお互いに分担して、各々再エネ設備を導入し設備所有)することを計画している場合。また、半官半民のいわゆる第三セクターも申請可能。<sup>12</sup>

# 03-6. 事業の補助金額、補助対象経費及び補助率

[補助金額]	[補助対象経費*1]	[補助率]
■第1号事業: 上限なし	事業を行うために必要な設備費、工事費*2及び事務費並びにその他必要な経費で協会が承認した経費	政令指定都市以外の市町村*3 <b>2/3</b> その他 <b>1/2</b>
■第2号事業: 上限1000万円/件*4	事業を行うために直接必要な人件費及び業務費並びにその他必要な経費で協会が承認した経費	<b>1/1</b>
■第3号事業: 上限2000万円/件*4	第1号に同じ(事務費は除く)	<b>1/1</b>
■第4号事業: 上限300万円/件*4,5	第1号に同じ	<b>1/1</b>

注) \*1 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合が事業を実施する場合は、常勤職員の人件費及び共済費を除く。

\*2 設計費は工事費の「測量及試験費」に計上。

\*3 市町村により設立された地方公共団体の組合を含む。

\*4 算出された額が当該額を超える場合は当該額。

\*5 周辺観測用井戸を設置する事業の場合は、400万円。

[消費税の取扱い] 地方公共団体及び個人以外の申請者については消費税分は補助対象外。

## 04. 第1号事業の設備の例示

### 補助対象となる設備の例

- ①太陽光発電
- ②風力発電
- ③バイオマス(発電、熱利用、発電・熱利用)
- ④水力発電
- ⑤地熱(発電、熱利用、発電・熱利用)
- ⑥太陽熱利用
- ⑦温度差エネルギー利用
- ⑧雪氷熱利用
- ⑨バイオマス燃料製造\*
- ⑩蓄電池\*
- ⑪その他協会が適当と認める設備等(製造設備は除く。)

注)\* 単独設備での申請の場合は、補助対象外。

なお、各設備例の要件については公募要領「別紙添付資料1」を参照。

# 05-1. 再エネ設備導入拡大の妨げとなっている 課題と課題対応の例

課題と具体例		課題対応の例
持続可能かつ効率的な需給体制の構築	バイオマス、小水力、地熱・温泉熱等の持続可能な調達・利用、需要施設とのマッチング	供給元から需要家までの供給一貫体制の構築、まちづくりと一体となった需要と供給の一致・調整
事業コストの低減	事業適地の減少、土地賃借料の上昇	公共施設への率先導入、公共用地の提供、事業に係る出資や固定資産税の減免
社会的受容性の確保	周辺住民の理解の醸成、農林水産業者や温泉事業者等との調整	地域の関係者による協議会の設置・運営を通じた関係者の理解・協力の増進
自然環境との共存	太陽光発電、風力発電、地熱発電の導入に伴う景観の保全	

注) 課題及び課題への対応の詳細例については、Q&A集の問1-08を参照。



# 05-2. 課題への取組事例（その1、木質バイオマス）

設備補助対象は、エネルギー起源CO<sub>2</sub>の排出抑制に資する設備と付帯設備



◆長期的な見通しに立ち、年間を通した安定した燃料需要を有する需要家を地域内で確保し、維持する

◆チップ供給業者の条件とボイラー側の条件を合致させる  
 ◆最新のチップ規格に適合したチップの供給体制の確立を促す  
 ◆地域内でのチップ等の安定的な需要を確保し、小口供給を可能とする

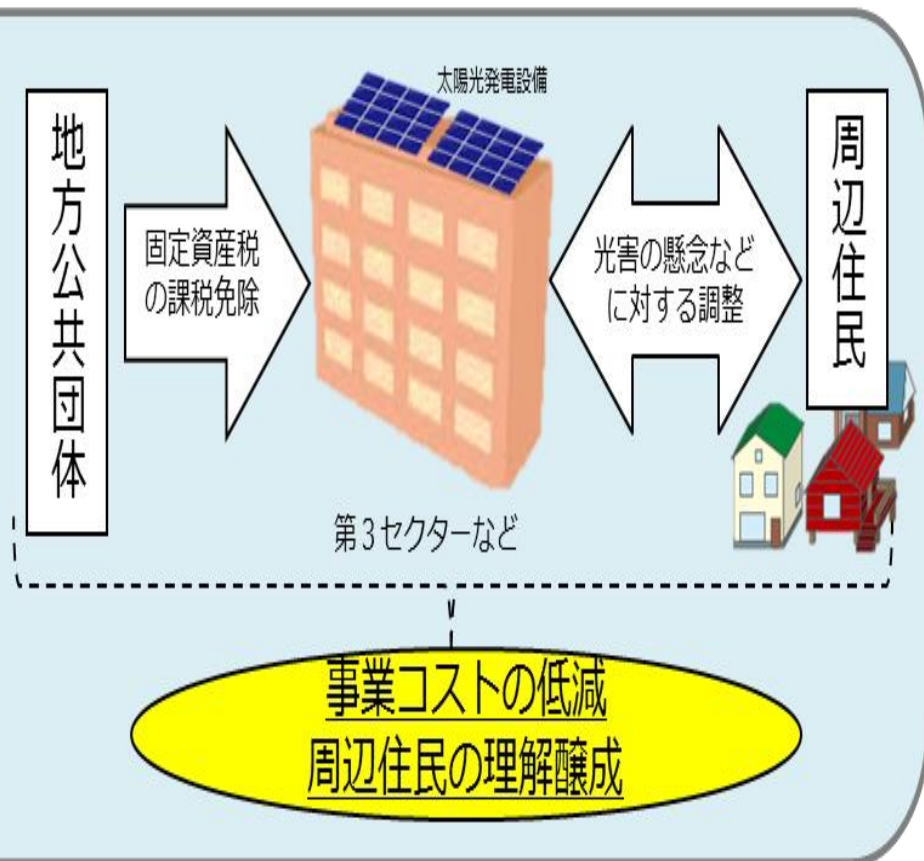
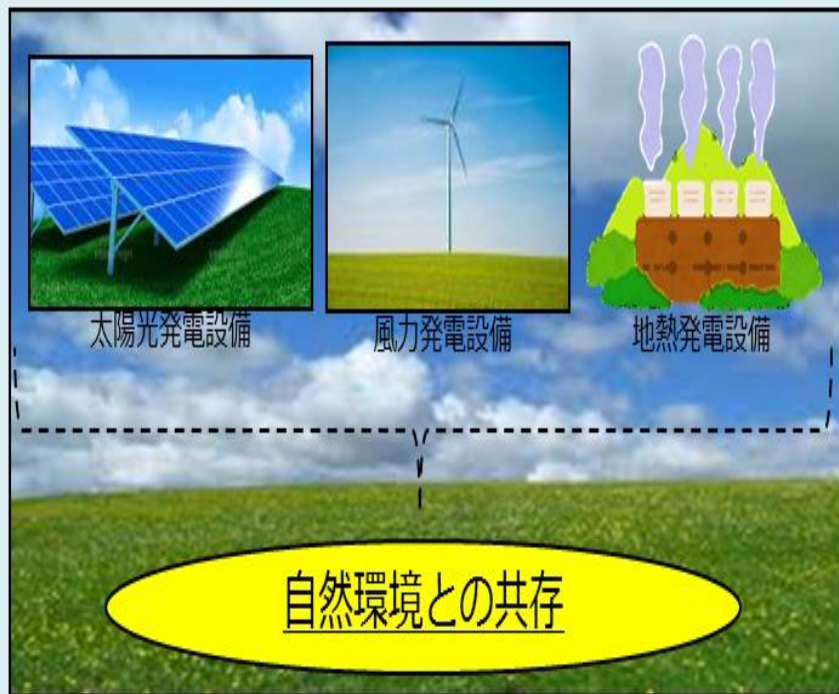
◆ボイラーの出力規模等を集約化する  
 ◆チップ規格に対応したボイラーの生産等を促す  
 ◆設備コストの高止まりを是正するためボイラー等設備のコスト上限を設ける  
 ◆灰の処理など維持管理の容易なシステムを導入する

◆福祉施設の給湯など高い稼働率が見込める施設を対象  
 ◆導入前に熱需要等の適切な把握と設計を行う  
 ◆チップ等供給事業者を分散し、安定した燃料供給を確保する  
 ◆初期コストの適正価格を共有するとともに複数施設での一括導入等によりコストを低減



# 05-3. 課題への取組事例（その2）

## 発電設備の例



# 06-1. 第3号事業の概要 (温泉熱多段階利用推進調査事業)

## 背景・目的

- 日本は地熱ポテンシャルが世界第3位となっているものの、地熱・温泉発電が進んでいない。
- 温泉熱利用について、漠然とした可能性が存在しながらも、湧出量・温度・成分等が不明なため、計画策定、発電施設の設置に到らないケースがある。
- 特に成分については温泉特有の「詰まり(スケール)」を起こす可能性があり、熱源として持続可能な利用の観点から詳細な成分の把握が必要である。

## 事業概要

温泉発電等の温泉熱を利用した多段階利用の実施が見込まれる地域において、既存温泉の湧出状況、熱量、成分等を継続的にモニタリング調査し、その結果を取りまとめ公表する。

<昨年度実績案件>大分県、鳥取県

## 事業スキーム

補助対象: 都道府県等に補助金を交付。

補助割合: 定額補助(最大2,000万円)

公表期間: 設備設置年度及び翌年度から最低5年間

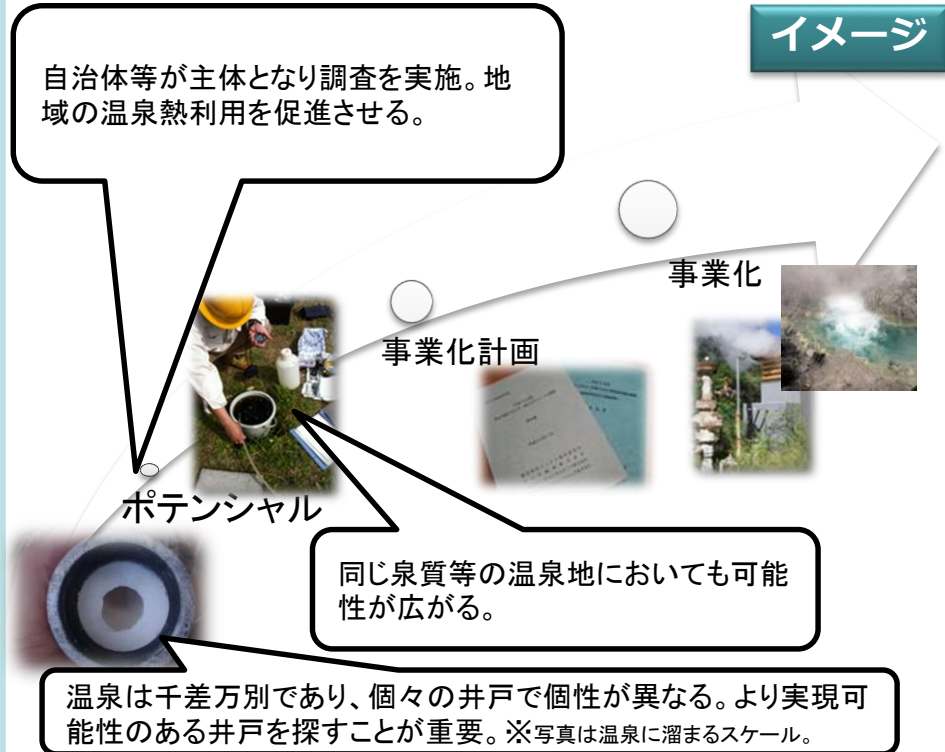
## 期待される効果

- 国と自治体等連携し、既存温泉の湧出量・温度・成分等を測定することにより、当該既存源泉を熱源とした発電等の熱の多段階利用が推進される。
- 具体的には温泉発電、ヒートポンプを設置することで、エネルギーの地産地消が可能となり、低炭素社会の構築に寄与する。
- モデル事業として、同様の泉質を有する他の温泉において、熱の多段階利用の可能性を広げることができる。

## 事業目的・概要等

自治体等が主体となり調査を実施。地域の温泉熱利用を促進させる。

## イメージ



温泉資源の保護と適切な温泉利用の両立を図ることが可能。

温度、湧出量、成分等の精確なデータにより、より適切な温泉の利用が可能。

# 06-2. 第4号事業の概要

## (地中熱利用ヒートポンプモニタリング機器整備事業)

### 背景・目的

- 地中熱は、地域を選ばない地産地消の再生可能エネルギーとして、その利用が拡大している。
- 一方、不適切な設計あるいは不適切な運転を行うと、地盤中の熱負荷が蓄積し熱利用効率の低下など、地中熱利用による地下水・地盤環境への影響が懸念される。
- 地中熱利用が将来にわたり確実にCO2削減に寄与し続けるためには、モニタリングにより地下水・地盤環境影響を把握し、適切な設備導入や運転管理につなげる必要がある。

### 事業概要

- 熱応答試験の実施、地盤温度計測を含むモニタリング設備の導入に対し補助金を交付。

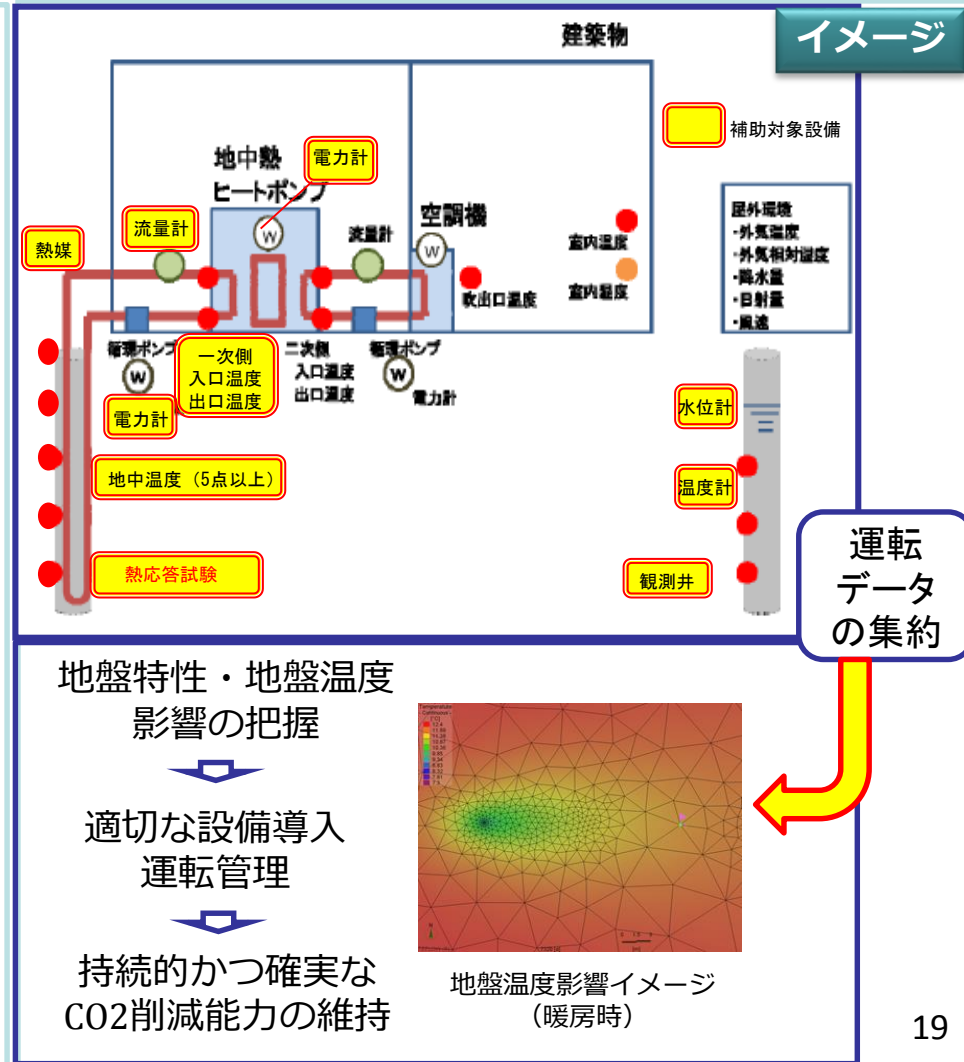
### 事業スキーム

- 補助対象者：個人、都道府県等を対象に補助金を交付
- 補助対象設備：熱応答試験、モニタリング設備及び付帯工事
- 補助割合：定額補助(上限300万円(400万円※1))
- 実施期間：導入後、3年間モニタリングデータを提出すること  
※1 周辺観測用井戸を設置する場合

### 期待される効果

- 地中熱利用による地盤温度影響をモニタリングにより把握することで、将来にわたり持続的かつ確実なCO2削減に寄与する。
- 事業実施によるモニタリングデータや地盤特性データが集積されることにより、持続可能な地中熱利用の普及促進に寄与する。

### 事業目的・概要等



# 07. 公募申請後の流れ（その1） （審査による選定～補助金の支払）

## [公募申請受付期間]

### ・平成28年5月2日(月)から6月10日(金)まで受付

本公募において、公募予算に達しなかった場合、2次公募を行う場合があります（その場合は、当協会のホームページに別途掲載予定）。

## [公募申請後の流れ]

### 1. 審査による選定

- ・外部有識者からなる審査委員会による審査を経て、補助金事業を選定。
- ・協会から選定結果を通知（公募締切後、約1ヶ月程度所要）。
- ・平成28年度の審査基準については、今後審査委員会にて決定予定。  
注）「審査のチェックポイント」については、08項を参照。

### 2. 交付申請

- ・採択通知を受けた事業者は協会へ交付申請書を提出。  
注）補助金対象経費は当該年度中に支払いが完了するものとし、**国からの他の補助金の対象経費を含まないこと。固定価格買取制度の適用も不可。**

### 3. 交付決定

- ・7月末を予定。



# 07. 公募申請後の流れ（その2） （審査による選定～補助金の支払）

## 4. 事業の開始

- ・協会からの交付決定受理後、事業を開始。

注)他の事業者等と発注・契約を締結する場合、発注・契約に関する事前の準備行為は認められるが、当該発注・契約については、交付決定日以降とすること。

## 5. 補助事業の計画変更

- ・補助事業内容を変更しようとするときは、計画変更承認申請書を協会へ提出（ただし軽微な変更は除く）。

## 6. 実績報告及び補助金額の確定

- ・事業完了後30日又は遅くとも当該年度の3月10日必着で、実績報告書を協会へ提出（年度内完了、報告書提出が必須）。

注)事業完了(支払完了)期日は、当該年度2月末をこえないこと。

- ・書類審査及び現地調査等により、補助事業の結果が適合と認めたととき、補助金額を確定し、補助事業者へ通知。

注)当該金額確定時、「利益等排除」に留意。

## 7. 補助金の支払

精算払請求書を協会へ提出。請求書受理後、協会から補助金の支払を行う。

# 08. 審査のチェックポイント（その1）

## ■第1号事業

[事業計画書]

### ①対象設備

設備要件が満たされており、適当な設備か。設備規模が過大でなく適切か。設置場所の確定。普及段階にあり、確実にCO2削減が見込めるか。

### ②設備導入の妨げとなっている課題への対応

特定された課題は自立的普及という観点から適切か。

その課題に対して自立に向けた適切な対応の仕組みを備え、適切な対応が見込まれるか。

### ③事業の波及性

課題対応の内容及び手法について、普及性、波及性の観点から、高いモデル性・先導性を有しているか。

事業に関する積極的かつ具体的な公表・公開、情報発信。

### ④CO2削減効果

ハード対策事業計算ファイルを用いて算定しており、その算定方法（根拠資料も含む）、事業完了後の計測方法が実測であり妥当か。設備設置後の計測体制も構築されているか。

### ⑤CO2削減に係る費用対効果

費用対効果（1t-CO2削減あたりのコスト）の高い取組か。

### ⑥実施体制等

進捗管理、経理、書類作成など事業を確実に遂行できる実施体制となっているか。

申請者が地方公共団体以外の場合、地方公共団体との連携体制が構築されているか又は見込みがあるか。

### ⑦事業終了後の維持管理体制

設備の保守点検管理を含めた適切な維持管理体制が整備、構築されているか。

### ⑧事業スケジュール

（単年度の場合）スケジュールが明確に示され、2月末までに事業（支払）完了が見込めるか。

（複数年度の場合）全体スケジュールが明確に示され、単年度毎に事業が切り分けられているか。

# 08. 審査のチェックポイント（その2）

## ■第1号事業

[プロジェクト概要書／推薦書]

### ⑨現状分析

域内のCO2排出分析が適切になされCO2削減上の事業の重要性が適切に記載されているか。

### ⑩実行計画等への位置づけ

[地方公共団体の場合]

実行計画等に位置づけられた事業(予定も含む)であり、対象事業の支援の必要性が適切に示されているか。

[地方公共団体以外の場合]

実行計画等に位置づけられた事業(予定も含む)であることが望ましい。以下同上。

## ■第2号事業

[事業計画書]

### ①事業内容

調査検討対象が明確であり妥当か。検討設備についてCO2削減が確実に見込めるか。設備導入（第1号事業）に移行できる見込みがあるか。

### ②設備導入への妨げとなっている課題への対応

特定されている課題は自立的普及という観点から適切か。

その課題に対して自立に向けた適切な対応の概要が見られるか。

### ③実施体制等

進捗管理、経理、書類作成など事業を確実に遂行できる実施体制となっているか。

申請者が地方公共団体以外の場合、地方公共団体との連携体制が構築されているか又は見込みがあるか。

### ④事業スケジュール

スケジュールが明確に示され、2月末までに事業(支払)完了が見込めるか。

# 08. 審査のチェックポイント（その3）

## ■第2号事業

[プロジェクト概要書／推薦書]

第1号事業に同じ。

## ■第3号事業

[事業計画書]

第2号事業の記載項目に加えて、以下の点がチェックポイント

- ①導入予定のモニタリング機器が、湧出状況、熱量、成分等を継続的にモニタリングできる仕様の自動観測装置か。対象となる温泉の成分や温度に合わせた適切な仕様か。
- ②事業終了後の維持管理・モニタリング体制  
適切な維持管理・モニタリング体制が構築されているか。

[プロジェクト概要書／推薦書]

第1号事業に同じ。



# 08. 審査のチェックポイント（その4）

## ■第4号事業

[事業計画書]

### ①対象設備

地中熱を熱源とするヒートポンプシステム設備か。設備の熱交換能力を熱応答試験等によって予測した設備か。条件としているモニタリング機器を備えているか。設備規模が過大でなく適切か。設置場所の確定。他の事業者に対する波及効果が見込まれるか。

### ②CO2削減効果

第1号事業に同じ。

### ③CO2削減に係る費用対効果

第1号事業に同じ。

### ④実施体制等

進捗管理、経理、書類作成など事業を確実に遂行できる実施体制となっているか。

### ⑤事業終了後の維持管理・モニタリング体制

保守点検管理、地下水・地盤環境の把握方法を含めた適切な維持管理・モニタリング体制を構築しているか。

### ⑥事業スケジュール

スケジュールが明確に示され、2月末までに事業(支払)完了が見込めるか。

[プロジェクト概要書/(推薦書)\*]

[地方公共団体の場合]

第1号事業に同じ。

[地方公共団体以外の場合]

\* 推薦書については、提出不要のため評価対象外。

# 09. 本事業における留意事項等

## 1. 基本的な事項

本補助金の交付については、当該交付要綱、実施要領、交付規程等の定めるところによる。万が一、これらの規定が守られない場合には、事業の中止、補助金返還などの措置が取られることがあるので、制度について十分理解のうえ、応募のこと。

## 2. 補助金の経理等について

### (1) 補助事業の経費

他の経理と明確に区分して経理管理すること。帳簿及び証拠書類は、補助事業完了年度終了後5年間保存。

### (2) 補助事業における利益等排除

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、原価(当該調達品の製造原価など\*)をもって補助対象経費に計上すること。

\* 補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合がある。

### (3) 取得財産の管理

補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、補助事業完了後も補助金交付の目的に従ってその効率的管理を図ること(詳細は交付規程第8条第十三号を参照)。

# 10. 公募申請の方法（その1）

## ■ 応募書類

### ア 公募申請に必要な応募様式一式

必要な応募様式一式は、別表「公募申請に必要な応募様式一式」に示すとおり。

当協会のホームページに掲載の【公募申請に必要な応募様式一式 作成要領】を参照のうえ、記入用紙【Word】をダウンロードして書類作成のこと。

注) 公募申請者(地方公共団体又は地方公共団体以外)により又は応募する事業案件により、提出すべき応募様式が異なるので要注意。

アの他に、必要に応じて適宜以下の必要書類を添付。

イ 個人(団体)の業務概要がわかる資料及び定款(申請者が個人の場合は本人確認書類として、印鑑証明書の原本及び個人番号の記載がない住民票の原本(いずれも発行後3カ月以内のもの))又は医療法人、学校法人等においては寄附行為を添付すること。

ウ 直近2期分の財務諸表(貸借対照表、損益計算書、2会計年度を経過していない場合は、直近の1決算相当分、1会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算を提出。)

エ 暴力団排除に関する誓約書(捺印したもの)(第4号事業・個人用とそれ以外の2種類あり)

オ 補助金の交付申請が可能な事業者のうち「法律により直接設立された法人」に該当する場合は、それを証明する行政機関から通知された許可書等の写し。

カ その他参考資料

注) 1. 共同申請の場合、イ～オについては、代表事業者だけでなくすべての事業者の書類提出が必要。  
2. 補助金の公募申請が可能な事業者のうち「都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合」に該当する場合、上記イ～オの提出は不要。

# 10. 公募申請の方法（その2）

表 公募申請に必要な応募様式一式

○: 申請時提出

公募申請者	地方公共団体				地方公共団体以外			
	第1号	第2号	第3号	第4号	第1号	第2号	第3号	第4号
・様式第1 公募申請頭紙	○	○	○	○	○	○	○	○
・様式第1(別紙1) 実施計画書第1号事業用	○				○			
・様式第1(別紙1) 実施計画書第2及び第3号事業用		○	○			○	○	
・様式第1(別紙1) 実施計画書第4号事業用				○				○
・様式第1(別紙2) 推薦書(第1、2、3号事業用)					○	○	○	
・様式第1(別紙3) プロジェクト概要書(第1、2、3、4号事業用)	○	○	○	○				
・様式第1(別紙4) 経費内訳	○	○	○	○	○	○	○	○

# 10. 公募申請の方法（その3）

## ■ 応募書類の提出方法

- ・応募書類の「ア」: 正本1部・副本1部、電子データを保存した電子媒体（CD-ROM1枚）を提出。
- ・応募書類の「イ～カ」: 各書類（紙）を1部ずつ提出。
- ・郵送又は持参で下記提出先まで提出。

## ■ 提出先

〒103-0002 東京都中央区日本橋馬喰町1-4-16 馬喰町第一ビル 9階  
公益財団法人 日本環境協会 環境事業支援部助成チーム  
再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業  
(略称:再エネ自立普及促進事業)事務局

## ■ 公募締切日時

**平成28年6月10日(金) 17時30分(提出期限必着)**

# 1 1. お問い合わせについて

- 公募の内容に関して質問のある方は、「平成28年度再エネ自立普及促進事業公募質問票」に必要事項と質問内容を記入しメールに添付し、件名を「公募に関する問い合わせ(事業者名)」とし、下記アドレスまで電子メールを送付。

平成28年度再エネ自立普及促進事業公募質問票【Excelファイル】

送付先メールアドレス: [saiene@japan.email.ne.jp](mailto:saiene@japan.email.ne.jp)

公益財団法人 日本環境協会 環境事業支援部 助成チーム  
再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業  
(略称: 再エネ自立普及促進事業)事務局

- 公募質問票受付については、業務の都合上以下の期間に限定。  
【公募質問票受付期間】平成28年5月2日(月)～5月13日(金)  
平成28年5月23日(月)～6月6日(月)

## 1 2 . 参考資料

- 平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業)交付規程
- 平成28年度再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業に係るQ&A集
- 地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック(環境省地球環境局)  
[http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz\\_local/subsidy/santei\\_gb/guidebook\\_h27.pdf](http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/subsidy/santei_gb/guidebook_h27.pdf)

詳細については、当協会のウェブサイトをご覧ください  
<http://www.jeas.or.jp/>

ご静聴  
ありがとうございました。

